



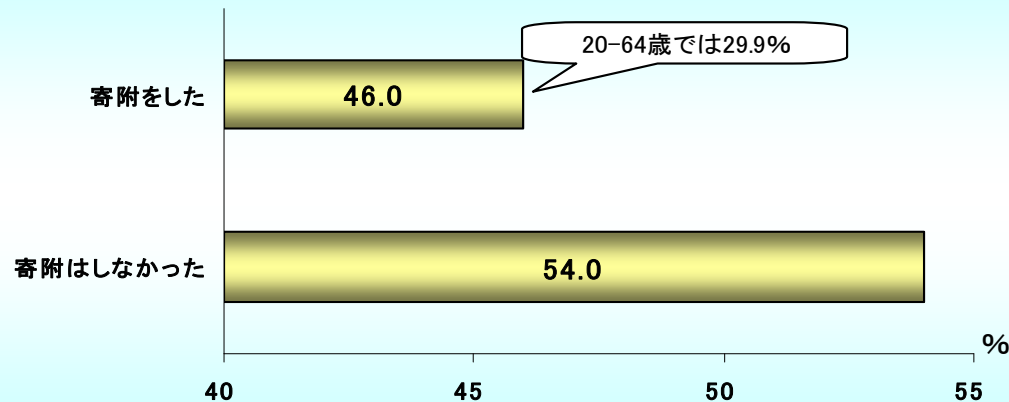
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 参考資料

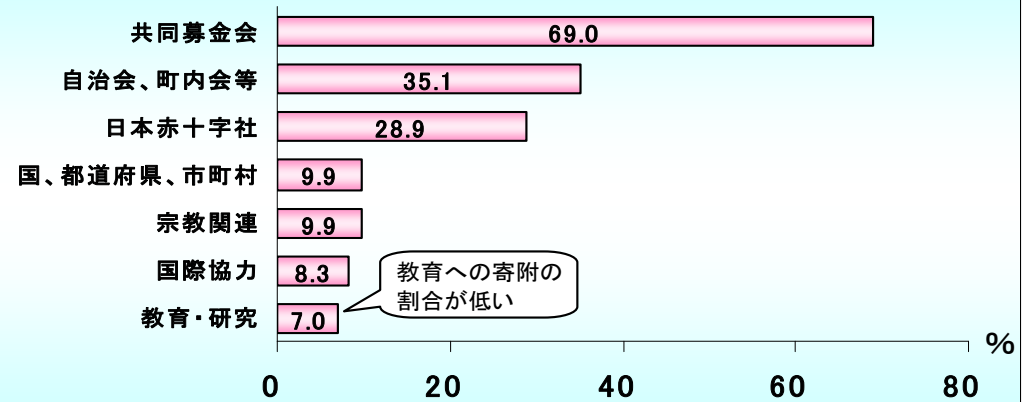
# 教育分野における「顔の見える次世代育成支援」の推進に向けて ～現状～

### 金銭による寄附の有無 (65歳以上)



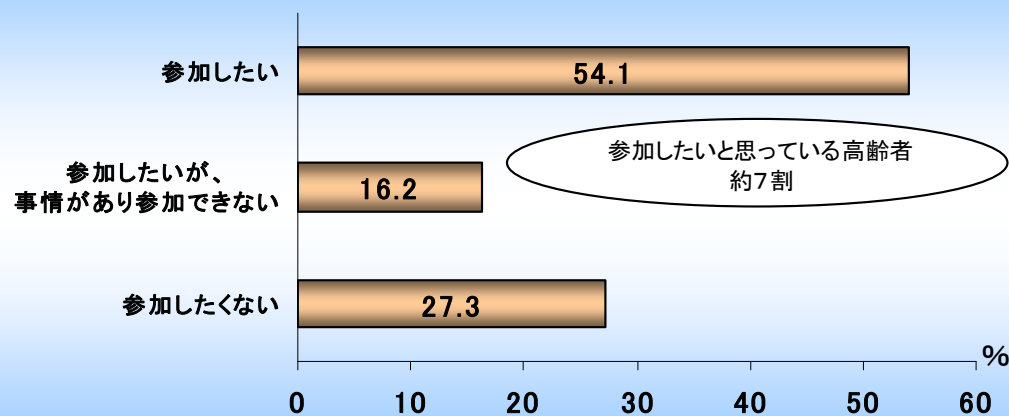
日本ファンドレイジング協会「寄付白書2011」

### 寄附をした分野 (65歳以上)



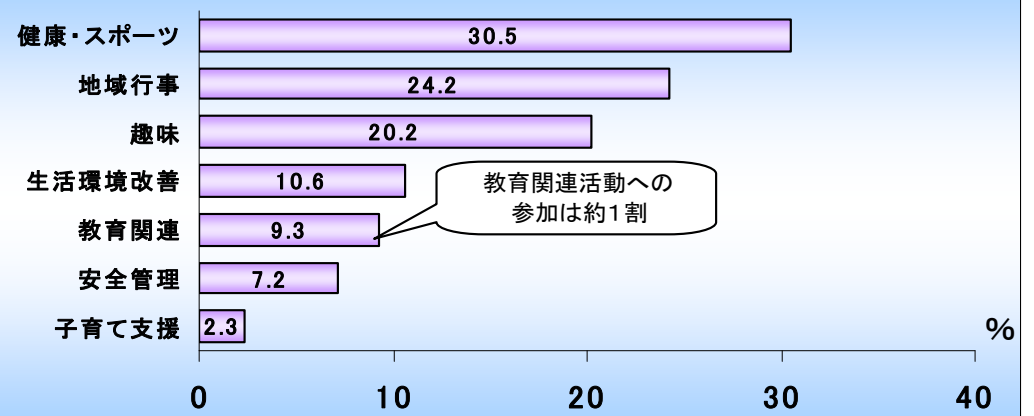
日本ファンドレイジング協会「寄付白書2011」

### 地域活動への参加について



H21内閣府「高齢社会対策に関する調査」

### 最近高齢者が1年間に参加した活動



H21内閣府「高齢社会対策に関する調査」

# 教育分野における「顔の見える次世代育成支援」の推進に向けて ～個人からの寄附の税額控除制度、日本版「ブランド・ギビング」信託～

## 学校法人等に対する個人からの寄附の税額控除制度

**(寄附金額(所得の40%が限度)－2000円)×40% を所得税額から控除** (所得税額の25%が限度)

当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除率10%と併せて50%の税額控除となる。  
(メリット)寄附者にとって、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、大きな減税効果・寄附を受ける法人にとって、より幅広い寄附者から寄附を受けやすい

【税額控除の対象法人となるための「一定の要件」】 ※①②とも満たすことが必要

要件① 寄附者の実績

・過去5年間で、3000円以上の寄附を行った寄附者の数が年平均100件以上 又は 過去5年間で、寄附金収入額が経常収入金額の20%以上

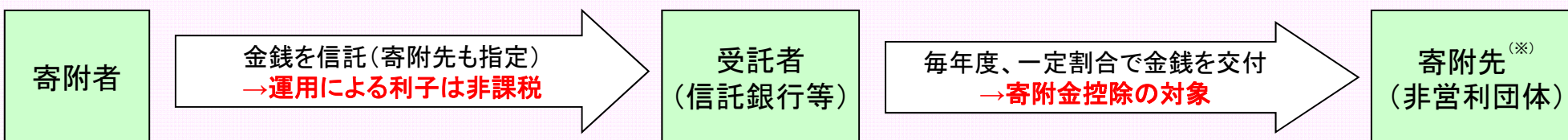
要件② 情報公開の要件

・寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させる。

- ・税額控除の対象は、認定NPO法人、又は公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち一定の要件を満たす法人。
- ・文部科学大臣所轄学校法人のうち一定の要件を満たす法人数(平成24年3月現在) **208法人(全体の31%)**  
→税額控除対象法人数の増加に向けた取組を推進。(文部科学省としては、昨年度税制改正要望で、要件緩和・撤廃を要望。)

## 日本版「ブランド・ギビング」信託(特定寄附信託)

学校法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得を非課税とするもの。(非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用される。)



【一定の要件を満たした信託(特定寄附信託)】

- ・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付
- ・非営利団体への寄附割合は最低7割
- ・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は修了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する。

- (※)寄附先の対象法人等は、認定NPO法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定公益信託
- ・信託銀行の商品(特定寄附信託)の寄附先団体リストに挙がっている**学校法人は0件**。(平成24年5月現在)
  - 文部科学省としては、学校法人を含む教育関係団体への寄附の促進が重要と考えており、信託銀行の一層の努力が必要と認識

# 教育分野における「顔の見える次世代育成支援」の推進に向けて ～高齢者等の人的貢献の促進 概要～

## 学校支援地域本部・放課後子ども教室

地域住民等の参画により、「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」等の教育活動を地域社会全体で支援し、地域の教育力を向上させるための取組

### コーディネーター



・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

### 安全管理員、教育活動支援員、 学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

### 参画・協力・支援

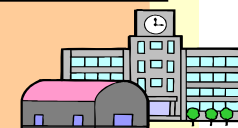
### 高齢者等を含む地域住民等

活動の実施

○実施箇所（平成23年度）  
学校支援地域本部 2,659本部  
放課後子ども教室 9,733教室

#### 【学校の支援活動】

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など



#### 【放課後等の支援活動】

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



## 大学・専修学校等の社会人等向けプログラム、学習支援策等

○履修証明プログラム(社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会の提供を目的とした教育プログラム)の普及

(具体的な事例)テレビ・ラジオを使った放送大学における科目群履修証明制度(放送大学エキスパート)の実施

(市民活動支援プラン、次世代育成支援プラン、コミュニティ学習支援プラン 等)

○専修学校における社会人等向けコースの充実、単位制・通信制の制度化

生涯学習機会の充実の観点から社会人等の多様な学習ニーズへ対応するため、社会人等向けコースの充実、自己のペースで学習できる教育環境(単位制・通信制)を整備。